

平成17年度 システム運営・制度検討分科会 の検討状況

2006年10月20日

1

システム運営・制度検討分科会(A分科会)の検討状況

(1)システム運営・制度検討分科会(A分科会)の開催状況

平成17年11月24日 第1回分科会開催

検討内容

分科会での検討事項について

平成14年度実証実験について

小口巡回回収システムの取り組みについて

分別排出手法検討分科会での検討状況について

システム導入に当たって整理すべき法制度について

2

(2) 検討内容(システム導入に当たって整理すべき法制度について)

制度上の課題の整理

- 1 現行の廃掃法では静脈物流センターのような機能の施設を想定していない
- 2 静脈の物流においては、委託契約上の制約により効率化の取組みが制限されてしまう
廃掃法第12条
- 3 動脈の物流と静脈の物流で物流事業に関する制度体系が大きく異なる
貨物自動車運送事業法
貨物利用運送事業法
廃掃法
- 4 静脈物流センターから直接リサイクル施設へ安定的に出荷できるような一定の保管機能と現行の保管基準の整合性が必要
廃掃法施行令第6条

課題1 静脈物流センターの位置づけについて

現行の廃掃法では静脈物流センターのような機能の施設を想定していない

- ◆ 現行の法に沿った既存の施設では、
積替保管施設
中間処理施設
が、静脈物流センターに近い施設であるが、どちらの施設も今回想定している機能を満たすものではない。

	(積替・保管施設)	(中間処理施設)
可能となること	<ul style="list-style-type: none"> ➢ 輸送の効率(積載効率等)を向上させるために、中間処理行為(破碎、圧縮、焼却など)を行わずに一時保管、積替えを行う事ができる。 ➢ 積替保管場所で管理型混合廃棄物に含まれる有価物を拾集することでリサイクルを促進できる。 	<ul style="list-style-type: none"> ➢ 複数の収集運搬業者でも持ち込める。(排出事業者と委託契約することが条件) ➢ 次の受け入れ先が2次処理先になるので委託契約さえ結べば、自由に行き先を決められる。このため、リサイクル先に柔軟に出荷できる。
制限されること	<ul style="list-style-type: none"> ➢ 収集運搬の過程で利用する施設なので許可登録をした法人(収集運搬業者)しか利用できない。(共同回収システムを導入し複数の業者が共同で回収した場合、この施設では困難) ➢ 収集運搬の過程なので排出事業者(現場)毎に処分先が定められていて、センターから次の受け入れ先への自由な出荷ができない。 ➢ 廃棄物の処理施設(中間処理)ではないので選別ができない。 	<ul style="list-style-type: none"> ➢ 中間処理を行うには一定の決められた処理方法(破碎、圧縮、焼却など)による施設を設置し許可を得て、それに準じた処理を行わなければならない。このような、行為を行わず簡単な仕分け(選別)だけで、次の受け入れ先へ出荷するのがセンターの趣旨であればセンターは中間処理施設には合わない。

システム運営・制度検討分科会 (A分科会) の検討状況

課題2 委託契約上の制約 動脈と静脈物流の比較1

静脈の物流においては、委託契約上の制約により効率化の取組みが制限されてしまう

ケース	動脈物流 有価物の輸送: 営業許可要 (緑ナンバー)	静脈物流 無価物の輸送: 営業許可不要 (白ナンバー)
運送会社または 収集運搬業者が 自己車輛 保有の場合	<p>荷主 → 運送契約 → A運送</p> <p>(一般貨物自動車運送事業) 貨物自動車運送事業法</p>	<p>排出者 → 収集運搬契約 → P収集</p> <p>(収集運搬業許可)</p>
運送会社または 収集運搬業者が 自己車輛を 保有しない場合	<p>荷主 → 運送契約 → B運送 → 運送契約 → A運送</p> <p>(利用運送事業) (一般貨物自動車運送事業) 貨物利用運送事業法</p>	<p>排出者 → 収集運搬契約 → Q社</p> <p>(収集運搬業) (許可が出ない) 廃掃法施行規則第10条1項</p> <p>(Q社では運べない)</p>

システム運営・制度検討分科会 (A分科会) の検討状況

課題2 委託契約上の制約 動脈と静脈物流の比較2

ケース	動脈物流 有価物の輸送: 営業許可要 (緑ナンバー)	静脈物流 無価物の輸送: 営業許可不要 (白ナンバー)
自己車輛を 保有するが、 荷主の物量増加 により自己車輛で まかないきれない 場合 (繁忙期) 【再委託】	<p>荷主 → 運送契約 → A運送 → 運送契約 → C運送</p> <p>(一般貨物自動車運送事業) (一般貨物自動車運送事業)</p>	<p>排出者 → 収集運搬契約 → P収集 → R収集</p> <p>(収集運搬業) (収集運搬業) 廃掃法第14条14項 (再委託の原則禁止) (再々委託は無条件に禁止) (P収集の車輛がふさがっていてもR収集には委託できない)</p>
個々の輸送量が 少ないため 積合せする場合 【再委託】	<p>荷主 → 運送契約 → A運送</p> <p>(一般貨物自動車運送事業)</p> <p>荷主 → 運送契約 → C運送</p> <p>(一般貨物自動車運送事業)</p> <p>2ヶ所積み</p>	<p>排出者 → 収集運搬契約 → P収集</p> <p>(収集運搬業) (再委託の原則禁止)</p> <p>排出者 → 収集運搬契約 → R収集</p> <p>(収集運搬業)</p> <p>(P収集の車腹が余っていてもR収集には委託できない)</p>

[廃掃法施行令第6条の12](#)
[廃掃法施行令第6条の15](#)
[廃掃法施行規則第10条の7](#)

【再委託の例外規定】
 あらかじめ排出者と再委託先との間で書面による収集運搬契約が必要。(例外が適用できるのは、委託先車輛の故障等やむを得ない場合のみ)

システム運営・制度検討分科会 (A分科会) の検討状況

課題3 物流事業に関する制度体系 建設産業における動脈・静脈事業者の制度

動脈の物流と静脈の物流で物流事業に関する制度体系が大きく異なる

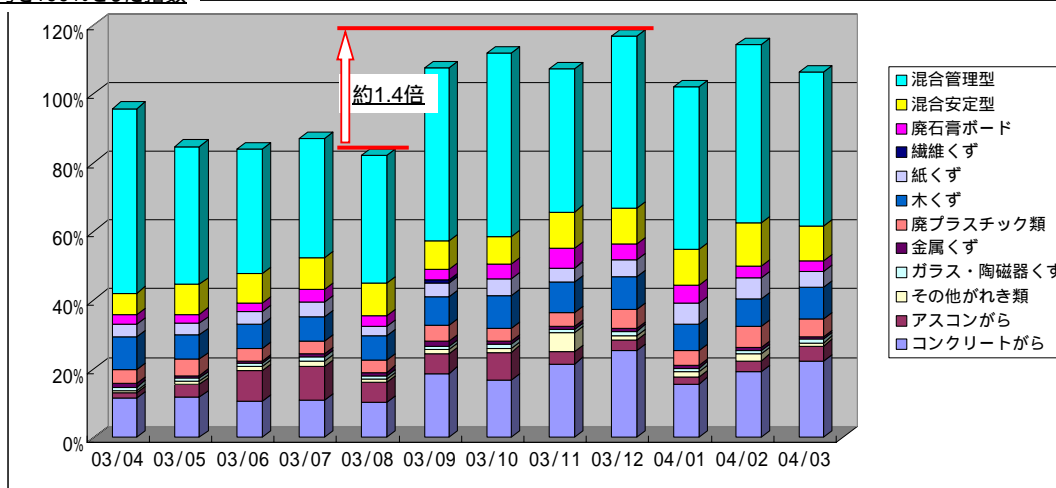
		動脈物流	静脈物流	
規制の種類	事業の根拠法規	貨物自動車運送事業法(自車保有)	貨物利用運送事業法(自車保有無)	
	事業許可の種類	一般貨物自動車運送事業許可(営業NO.)	利用運送事業届出・許可	
	事業の関連法規	(1)道路交通法(主に積載貨物)	/	(1)道路交通法(主に積載貨物)
		(2)道路法(主に積載貨物)		(2)道路法(主に積載貨物)
		(3)道路運送車両法(主に車両の構造・装置)		(3)道路運送車両法(主に車両の構造・装置)
(4)環境確保条例(東京都)、改正自動車NOX・PM法(国)	(4)環境確保条例(東京都)、改正自動車NOX・PM法(国)			
(5)労働基準法(運転手の労時間管理：変則勤務等も有る)	(5)労働基準法(従業員の通常の労働時間管理)			
罰則等	・許可取り消し、営業停止、指導(内容により荷主責任も有り) ・トラック協会等の民間団体による適正化事業の推進(事業者における遵法意識の啓発および高揚、違法行為を行っている事業者に対する指導) ・これら以外は関連法規違反に対する企業・個人に対する罰則	・運送事業では無いので特に無し ・関連法規違反に対する企業・個人に対する罰則		
管理	運行管理	運行管理者設置(有資格)、労働時間・安全運転等の管理、勤務記録表作成、タコグラフ保存	・運送事業では無いので特に無し ・5t以上のトラックは装着義務有り	
	整備管理	整備管理者設置(有資格)	・運送事業では無いので特に無し	
	貨物管理	積載資材知識習得、荷積み・荷降し、貨物養生の仕方、積載品に対応した運転の仕方、フォーク運転習得(資格取得)	・産廃の種類別知識習得、荷積み・荷降し方法の習得	
	教育	客先対応(挨拶、服装、伝票受け渡し、態度等)	・客先対応(挨拶、服装、伝票受け渡し、態度等)	
運送受託形式	多段階構造	多段階構造	直接契約	
取引先	建材メーカーまたは輸送業者	建材メーカーまたは輸送業者	ゼネコンまたは建材メーカー	

システム運営・制度検討分科会 (A分科会) の検討状況

課題4 一定の在庫機能 排出の季節変動(建築非木造系)

静脈物流センターから直接リサイクル施設へ安定的に出荷できるような、一定の保管機能と現行の保管基準の整合性が必要

平均を100%とした指数



【データ提供企業】大林組、鹿島、清水建設、大成建設、前田建設工業の計5社
 【データ内容】2003年4月～2004年3月までの東京都内建設現場からの廃棄物排出実績データ(建築、非木造、解体除く)
 【データ件数】16,440件
 【品目数】以下の12品目として分類した。
 コンクリートがら アスコンがら その他がれき類 ガラス・陶磁器くず 金属くず 廃プラスチック類
 木くず 紙くず 繊維くず 廃石膏ボード 安定型混合廃棄物 管理型混合廃棄物

(4) 主な意見

適正処理、リサイクルを徹底する上で排出事業者責任をきっちり守りながら、かつコストを抑えるためにはどのような方法がよいかという観点から論点整理ができれば良い。

積替保管施設で実施可能な作業について、行政によって運用に違いがある(手選別作業を認めている行政もある)。